軽自動車税(種別割)の減免基準表(以下の条件を全て満たしていること)

●障がいの範囲

	手帳の区分			身体に障害がある方が運転するとき [本人運転分]											身体(精神)の障害がある方のために 生計を一にする方が運転するとき 〔生計同一者運転分〕 又は 身体障害者等のみで構成される世帯の身 体(精神)に障害がある方のために常時介 護する方が運転するとき 〔常時介護者運転分〕									
		級別	1級		2級		3級		4級		6	3級	1級		2級		3級		級	5級	6	6級		
身体(○が該当します)		視覚障がい	C)	0		0	C)				С)	0	+-	0	С)		1	-		
		聴覚障がい			0		0								0		0							
		平衡機能障がい					0										0							
	身体障害者手帳	音声機能障がい				()*1																	
		上肢不自由	0:	*2	O*2								()	* 4	O*4									
		下肢不自由	C)	0		0	C)	0)*3	С)	0	() *5							
		体幹不自由	С)	0		0			0			С)	0		0							
		乳幼児期以前の非進行性 上肢機	C)	0								С)	0									
		脳病変による運動機能障がい移動機能	С)	0		0	C)	0		0	С)	0		0							
		心臓機能障がい	С)			0	С)				С)			0	С)					
		じん臓機能障がい	С)			0	С)		1		С)			0	С)					
		呼吸器機能障がい	0				0		0				0		0		0	0						
		ぼうこう又は直腸の機能障がい	0				0	С)				0				0 0)					
		小腸の機能障がい	0				0	С	0				0				0		0					
		肝臓機能障がい	0		0		0	С)				0		0		0)					
		ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい	С)	0		0						С)	0		0							
	戦傷病者手帳	級別	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第 1 款症	第2款症	第3款症	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第 1 款 症	第2款症	第3款症		
		視覚障がい	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0							
		聴覚障がい	0	0	0	0	0						\circ	0	0	0	0							
		平衡機能障がい	0	0	0	0	0						\circ	0	0	0	0							
		音声機能障がい	0	0	0																			
		上肢不自由	*1	*1	*1	0							0	0	0	0								
		下肢不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		体幹不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
		心臓機能障がい	0	0	0	0	Ī						0	0	0	0								
		じん臓機能障がい	0	0	0	0							0	0	0	0								
		呼吸器機能障がい	0	0	0	0							0	0	0	0								
		ぼうこう又は直腸の機能障がい	0	0	0	0							0	0	0	0								
		小腸の機能障がい	0	0	0	0							0	0	0	0								
- Kris		da la della			· L			Α		1 1							,	Α		<u> </u>				
知 的 ·		療育手帳	(障害の程度の欄)										(障害の程度の欄)											
精神		1 級										1 級												
注意事項				*1 喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限ります。 *2 身体障害者手帳に右上肢不自由及び左上肢不自由に分けて記載がある場合は、次のものを含みます。 ・ 右上肢3級かつ左上肢3級(注)両上肢機能障害3級と記載の場合は該当しません。 ・ 右上肢4級かつ左上肢3級・右上肢3級かつ左上肢4級・右上肢3級がつ左上肢4不自由及び左下肢不自由に分けて記載がある場合は、次のものを含みます。・右下肢7級かつ左下肢7級										*4 身体障害者手帳に右上肢不自由 及び左上肢不自由に分けて記載が ある場合は、次のものを含みます。 ・ 右上肢 3 級かつ左上肢 3 級 (注)両上肢機能障害3級と記載の場合は 該当しません。 ・ 右上肢 4 級かつ左上肢 3 級 ・ 右上肢 3 級かつ左上肢 4 級 ・ 右上肢 3 級かつ左上肢 4 級 *5 身体障害者手帳に右下肢不自由 及び左下肢不自由に分けて記載が ある場合は、次のものを含みます。 ・ 右下肢 4 級かつ左下肢 4 級 (注)両下肢機能障害 4 級と記載の場合は 該当しません。										